

【洲本市版】

農地中間管理事業

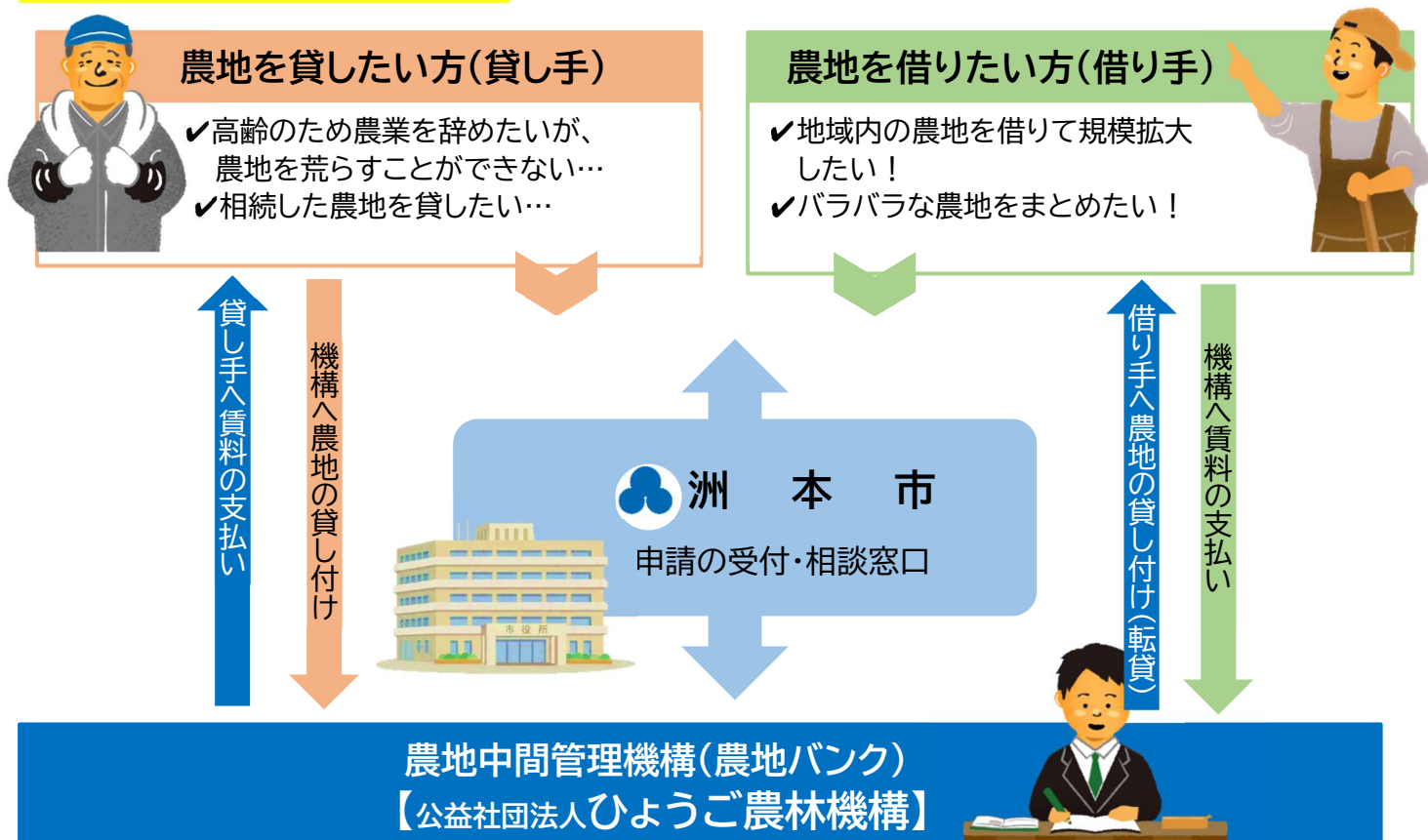
農地中間管理事業(農地バンク事業)ってなに？

県知事が指定した農地中間管理機構(ひょうご農林機構)が、「地域計画」に位置付けられた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付ける事業です。

なお、地域計画外や地域計画未策定の区域についても、一定の要件を満たせば農地の貸し借りができます。

相対による利用権設定が廃止されたことにより、令和7年4月からは**農地中間管理事業による貸借**又は**農地法第3条に基づく申請**(窓口は、洲本市農業委員会)により農地の貸借を行う必要があります。

▶農地中間管理事業のしくみ



機構へ貸し付けできる農地は？

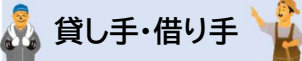
- ✓ 市街化区域外の農用地等であること
(洲本市は**市内全域が対象**です。)
 - ✓ **借受者が見込まれている**こと
- ※農用地等として利用することが著しく困難なものを除く
(例: 農業委員会で再生不能とされている遊休農地など)
- ✓ 農用地等を貸し付ける期間は**原則 10 年**以上とする。

機構から借り受けできる方は？

- ✓ 地域計画が策定されている地域
目標地図に位置付けられた者等であること
- ✓ 地域計画が未策定である地域
一定の要件を満たす、効率的・安定的な農業経営を目指している者 等

手続きの流れ

貸し手・借り手それぞれに申出書等を提出していただき、審査会を経て、農用地利用集積等促進計画への同意(記名・押印)、計画の認可・公告を経て、貸し付け・借り受けの手続きが完了します。

	貸付希望・借受希望の申出書等の必要書類を農政課に提出
	書類を受け付け、ひょうご農林機構へ送付
	審査会を開催、審査会を通過後、洲本市農業委員会へ意見照会
	契約書(様式 11 号・13 号)が作成され、貸し手・借り手それぞれに送付
	契約書にそれぞれが押印し、洲本市農政課へ提出
	契約書をひょうご農林機構へ提出/農用地利用促進計画が認可・公告
	契約書の写しが貸し手・借り手に送付される

事務処理期間 約3カ月半

よくある質問

Q1. 賃料はどうやって決めるの？

地域の標準的な賃料を参考にして双方の話し合いで決定します。使用貸借(無料)も可能です。

Q2. 途中で解約することはできるの？

やむを得ない事情があり、貸し手と借り手の双方が納得していれば中途解約が可能です。

Q3. 契約期間中に耕作できなくなった場合はどうなるの？

次の借り手がいる場合はその方に貸し付けます。

次の借り手が見つからない場合は、貸し手に農地をお返しすることになります。

Q4. 借り手の見つからない農用地も貸すことができるの？

できません。農地中間管理事業で貸借できる農地は貸し手と借り手の同意がある場合のみです。

農地中間管理機構が借り手への農地の斡旋等を行うことはありません。

農地中間管理事業を活用するとこんなメリットがあります！



農地を貸したい方(貸し手)

- **公的機関なので安心して農地を貸すことができます。**
- 契約期間終了後は、**農地は自動的に貸付者に戻ります。**(再契約も可能)
- 賃借料がある場合は、**機構からまとめて支払い**されます。



農地を借りたい方(借り手)

- **長期的に安定した農地の借入れができます。**
- **農地の集約化により、効率的な農業経営につながります。**
- **賃借料は機構にまとめて支払うので支払い事務が一本化されます。**

問い合わせ先

 **洲本市農政課**
(洲本市役所本庁舎3階)

※令和8年4月作成

☎656-8686 洲本市本町三丁目4番 10 号

TEL:0799-24-7638 FAX.0799-25-3590

※必要な書類は市 HP からダウンロードすることができます。



市 HP